

第3回 外来生物対策のあり方検討会

議 事 次 第

日時： 令和3年6月8日（火）、 14：00 ～ 16：00

場所： オンライン会議

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 議事
 - (1) 外来生物対策の今後のあり方に関する提言（素案）について
 - (2) その他
4. 閉会

<資料一覧>

- 資料 1 外来生物対策のあり方への意見～法改正に向けて～
- 資料 2 外来生物対策の今後のあり方に関する提言（素案）
- 資料 3 外来生物対策の今後のあり方に関する提言（素案）前半概要

- 参考資料 1 第 2 回外来生物対策のあり方検討会 議事概要
- 参考資料 2 今後のスケジュール
- 参考資料 3 日本と海外の外来生物対策に関わる法制度
- 参考資料 4 特定外来生物一覧
- 参考資料 5 交雑する生物の指定状況と課題
- 参考資料 6 セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針
- 参考資料 7 セイヨウオオマルハナバチとクロマルハナバチの利用状況
- 参考資料 8 外来生物法に基づく許可、届出、防除の確認認定件数
- 参考資料 9 地方環境事務所等における許認可業務にかかる時間
- 参考資料 10 ヒアリ対策と外来生物法の関係
- 参考資料 11 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について（平成 27 年 1 月 19 日通知）
- 参考資料 12 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について（平成 31 年 3 月 26 日通知）
- 参考資料 13 防除に係るマニュアル等一覧
- 参考資料 14 主な根絶事例

第3回外来生物対策のあり方検討会 出席者

■検討委員

秋田 直也	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長）
磯崎 博司	岩手大学 名誉教授
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長
竹内 正彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ領域長補佐兼グループ長補佐
田中 信行	環境コンサルタント ENVI（元 東京農業大学教授）
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
早川 泰弘	日本植物防疫協会 理事長

■有識者・関係団体

大野 正人	公益財団法人日本自然保護協会 保護部長
-------	---------------------

■環境省

鳥居 敏男	環境省 自然環境局 局長
大森 恵子	環境省 自然環境局 大臣官房審議官
奥山 祐矢	環境省 自然環境局 総務課 課長
谷貝 雄三	環境省 自然環境局 総務課 課長補佐
中尾 文子	環境省 自然環境局 野生生物課 課長
立田 理一郎	環境省 自然環境局 野生生物課 課長補佐
北橋 義明	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長
水崎 進介	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長補佐

■農林水産省

三浦 康和	農林水産省 大臣官房 政策課 環境政策室 課長補佐
森 美穂	農林水産省 大臣官房 政策課 環境政策室 係長
谷合 彰子	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 課長補佐
後藤 慎	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 課長補佐
中西 靖裕	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 課長補佐
丸山 泰史	水産庁 漁場資源課 漁業監督指導官

■国土交通省（オブザーバー）

大上 慧太	国土交通省 総合政策局 環境政策課 係長
渡邊 正博	国土交通省 港湾局 総務課 課長補佐

2021年6月8日 (火)

外来生物対策のあり方への意見 ～法改正に向けて～



自然のちからで、明日をひらく。



2004年3・4月号 No478



2014年11・12月号 No542



2018年7・8月号 No564

私たちは、人と自然がともに生き、赤ちゃんからお年寄りまでが
美しく豊かな自然に囲まれ、笑顔で生活できる社会を
つくることを目指して活動しています。

公益財団法人 日本自然保護協会
保護部 部長 大野 正人

はじめに

- 政策提言：日本自然保護協会（NACS-J）は、「外来生物法」制定時から制度のあり方や指定などの提言、国会に働きかけを行ってきた。
- 表彰：日本自然保護大賞（平成26年度から）



大賞	
市民協働で取り組む“かいぼり”による井の頭池の自然再生	平成30年度教育普及部門、井の頭恩賜公園100年実行委員会
日本における大型亜種カナダガンの野外からの除去達成に向けた活動	平成28年度保護実践部門、カナダガン調査グループ
入選	
アルゼンチンアリから日本のアリを守れ！ 誘導捕獲装置の作成	令和元年度、岐阜県立加茂高等学校
和歌山タイワンザルの群れの根絶によるニホンザルの保全	平成30年度、和歌山タイワンザルワーキンググループ
外来ナメクジのモニタリング、および自然科学に関する教育啓蒙活動	平成30年度、外来ナメクジに挑む市民と学者の会
侵略的外来種排除とビオトープ造成による生物多様性の保全活動	平成26年度、久保川イーハトーブ自然再生協議会

1. 外来種問題の普及啓発を推進する

- 市民への普及啓発、市民参加型の調査は、外来種問題の理解を広めるうえで重要な取り組みである。国はNGO、博物館、学校等と連携して全国的に普及啓発をより推進すべきである。
- アカミミガメ対策普及啓発ツール（平成27年度環境省、NACS-J・生態工房制作）ポスター「大きくなってもいっしょにいるよ」、チラシ、ピックアップカード、かめぐるみを制作、公表、提供した。全国の水族館、博物館、ビジターセンターなどで掲示されている。



「かめぐるみ」型紙がダウンロードできる
アカミミガメ対策推進プロジェクト
<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/akamimi.html>

提言「カメが生息する自然と生物多様性を守る」とシンポジウム「どうする！？ミドリガメ」を開催

緊急シンポジウム「どうする！？ミドリガメ ～ペットと外来種の規制のあり方を考える～」開催
 (2014年8月30日、主催 NACS-J・生態工房・日本カメ自然誌研究会)

緊急シンポジウム

どうする！？

ミドリガメ

～ペットと外来生物の規制のあり方を考える～

日時 2014年 8月 30日 (土) 13:00～17:00
 場所 法政大学 市ヶ谷キャンパス 外濠校舎 S306
JR・地下鉄<市ヶ谷>または<飯田橋>より徒歩10分 (東京都千代田区富士見2-17-1)

参加費：500円 定員：150名 ※事前申込別※

主催 公益財団法人 日本自然保護協会 (NACS-J) 認定 NPO 法人 生態工房 日本カメ自然誌研究会 日本自然保護協会 日本自然保護協会 生態工房

共催 法政大学文学部地球科学科 聖和学院大学地域社会デザイン総合研究所 環境省 自然と生物多様性センター



● 提言「カメが生息する自然と生物多様性を守る」

「自然しらべ2013 日本のカメさがし!」の成果をもとにして、日本の生物多様性の保全に向けた提言をまとめました。

1. 外来種 ミシシippアカミガメ これ以上増やさない、放さない、飼ひ続ける

a) ペット飼養者の適正な飼育と終生飼養の徹底
 ミシシippアカミガメが、野外でこれほど増えた原因は、ペットのカメを無責任に野外に放してしまったことにあります。今、飼っている飼養者は適正な飼育の推進と終生飼養を徹底することが重要です。また、寿命の長い生き物であるため、新たな飼養者への譲渡、引取り処分システムなども必要で、市民・行政・産業界・専門家が進出したシステムが求められます。動物愛護管理法では、動物の虐待および遺棄、逸走の防止、終生飼養、みだりな繁殖の禁止、所有者の明確化がうたわれており、動物取扱業者には、販売時に現物確認と対面説明の義務が課せられています。この法律を管轄する環境省は、飼養者への普及啓発、業者への取締り等を積極的にを行い、民間連携による譲渡・引取りについての枠組みの検討を行うべきです。

b) 外来生物法による輸入と流通の規制

ミシシippアカミガメが年間約20万匹輸入（2011年貿易統計から環境省試算）され、流通している状況をまず変えなければなりません。外来生物法では対象の生物に輸入禁止等の規制がかけられるため、「特定外来生物」に指定することが有効です。指定されれば、ミシシippアカミガメとその近縁種の輸入を禁止して、順次、流通販売の規制をすることができます。一方で、すでに飼われている個体の大量遺棄も想定されるため、環境省は、飼養等許可について暫定処置を設けるなど柔軟に段階的な法の運用ができるようにし、終生飼養を原則とする動物愛護管理法と連携を図るべきです。また、指定にあたっては、一般の飼養者や動物取扱業者、関係NGO・研究者への理解を十分に図ることが重要です。

(参考) 環境省では2010年に生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標において、「2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。」という個別目標をもとに、「侵略的外来種リスト」(仮称)と「外来種被害防止行動計画」について、専門家による検討会を設け検討が行われている。中央環境審議会の編成(平成24年12月)でも、ミシシippアカミガメを想定し「我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、制限等を規制することによって大量に遺棄される等の弊害が想定される外来生物

については、弊害が生じないよう段階的な規制の導入等の経過措置を講じた上で、特定外来生物に指定することを検討すべきである。」とされている。

c) ミシシippアカミガメの防除の推進

徳島県のレンコン栽培地では、ミシシippアカミガメによる新芽の食害など農業被害が出ている。また、農業用のため池や都市公園の池などで本種の駆除活動も行われている。このような現場では、今後、外来種の防除を進めていくうえで民・官・産・学が一体となった取り組みが何よりも不可欠です。特に地方公共団体は、管理者であり農業や水利権などの調整を担う立場からも大きな役割があります。環境省は、地方公共団体が調整役を率先できるような、各地域のモデルとなる優良事例の推進と共有をすべきです。

現場の取り組みでは、市民の参加や資金的援助を求めている活動も多くあります。市民の役割として、取り組むNGOや研究機関、行政に関心をもち参加・支援することも大きな貢献につながります。

2. ニホンイシガメと南西諸島の希少種の生息地の保全をすすめよう

今回の調査ではニホンイシガメだけが生息している可能性のある生息地が全国から見つかりました。そのような地域は水辺エコトーン(水陸移行帯:深みから浅瀬のある水辺、草地、田畑、樹林にかけての環境)が健全な状態で残されている可能性があります。ニホンイシガメが乱獲されないよう、生息する環境にペットのカメが遺棄されないよう監視したり、積極的にその環境を保全管理していくには、行政と市民の連携が何よりも必要です。

また、琉球列島のリュウキュウヤマガメ(国天然記念物・絶滅危惧Ⅱ類)やヤエヤマセマルハコガメ(国天然記念物・絶滅危惧Ⅱ類)は希少性だけでなく、世界遺産登録を目指す琉球諸島にとっての生物地理学的価値を示す生物です。一方、ヤエヤマイシガメなど八重山列島の一部の島に分布していたものが、ペットとして人為的に移動させられたり放たれたことにより、琉球列島や本州で生態系への被害やニホンイシガメなどの交雑を引き起こしています。環境省と地方自治体は、国内でも生物多様性のホットスポットといえる琉球諸島のカメ類の調査を進め、生息地の保護地域化など保全対策を積極的にすすめるべきです。

以上
 2014年 3月
 公益財団法人 日本自然保護協会
 理事長 亀山 章

2. アカミミガメ・アメリカザリガニの法規制 生態系被害の拡大を防止する

- 多数飼養されている種であっても、これ以上の生態系被害の拡大を防止するためにも法規制が必要である。「輸入、流通、放出、譲渡」だけ規制する新たな指定カテゴリー（例えば、第2種特定外来生物）を設けるのが良いのではないか。
- 現状輸入と販売は減っているが、アカミミガメ・アメリカザリガニの生態系被害は拡大している。法規制により終身飼育の徹底や自治体などが防除に取り組みやすくなることが防除実施の意欲が期待される。
- 社会的注目度も高く、外来種問題を国民が認識し考えるきっかけにもなる。

3. 自治体や民間団体との連携をすすめる

- 特定外来生物の防除や対策は自治体や民間団体など多様な主体の連携が不可欠である。また、自治体だけでは予算の確保は厳しく、「**生物多様性保全推進支援事業**」などの支援を拡充する必要がある。
- **自治体の責務を明確にする**一方で、行政界をまたぐ広域の対応が必要な場合や自治体間で意識や対策の違いがある場合は、**国（例えば地方事務所）がリーダーシップをとって自治体間の調整（指導、助言）を担うことが重要である。**
- 一体的な防除をすすめるために、被害情報や防除対策の共有し、**広域防除計画を協議し協働することが重要であり、国は自治体担当者との連絡会議など積極的なコミュニケーションを図る必要がある。**

4. 特定外来生物以外の外来種対策をすすめる

- 特定外来生物以外の侵略的外来種も対策を進展させ、様々な主体に行動をうながすうえでも、「外来種被害防止行動計画」と「生態系被害防止外来生物リスト」を法律で位置づけ、定期的な検証や見直しをする仕組みにしておくべきである。
- 自治体での条例制定やリストの策定や行動計画づくりに波及することも期待できる。



5. 外来種対策のあり方として適切な環境の保全管理の重要性を位置づける

- 効果的な外来種の防除手法だけを優良事例として推奨するのではなく、**環境の保全管理をしっかりとすることで、新たな侵略的外来生物の蔓延を防ぎ、健全な生物多様性の保全につながることを考えを位置づける。**
- 例えば、「かいぼり」は、複数の外来種の蔓延防止に役立つように、里山保全や都市公園の環境管理をしている人たちの目的が外来種への対策にもつながる。



井の頭池のかいぼりによる自然再生
(写真：生態工房)

6. オオクチバスの漁業権に対する国のスタンスを明確化する

- 外来生物法施行時の種指定、当時の小池百合子環境大臣が「バスは法律の目玉で、まず指定することが望ましい」「指定は、生態系を守るという法律の趣旨にも沿う」と発言しオオクチバスを先送りしない判断を環境NGOは支持をした。
- 漁業権が特例で認められている芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖の更新が2023年度に迫っている。国のオオクチバスに頼らない漁業管理への転換についての対策、方針がない。法律の制定時に政治判断で指定された外来種問題の象徴でもあるが、未だに密放流の問題は根深い。例外的な扱いのまま現状の対策の継続するのではなく、**環境省と農林水産省が連携して、生業に配慮しつつオオクチバスに頼らない漁場管理のあり方を当該県と検討すべきではないか。**
- 外来種被害防止三原則だけではなく、野外で捕獲した外来種は「**再放逐（リリース）しないで！**」という防除協力キャンペーンを環境省の呼びかけで自治体、民間等一体となって展開する必要がある。



おわりに

- 外来生物法施行16年が過ぎ、生物多様性国家戦略も2030年にむけて更新されるタイミングで、より広く、確実に外来生物の対策が進み、地域や国土の生物多様性の保全につなげていくためにも、思い切った法改正になることを期待している。
- 法改正の目玉は新たなカテゴリー指定の実現であり、広く外来生物を掌握する法律となり、自治体と国の連携が進む枠組みになることによって、地域で保全活動する市民団体や専門家の支援や協力につながるだろう。



以上

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

外来生物対策の今後のあり方に関する提言
(素案)

令和●年●月●日

外来生物対策のあり方検討会

【目次】

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

1. はじめに 17

2. 外来種対策をめぐる現状と課題

（1）特定外来生物の選定に関する現状と課題 19

（2）飼養等許可の現状と課題 21

（3）輸入規制、水際対策及び非意図的な導入対策の現状と課題 21

（4）国による防除の実施、防除に係る確認・認定の現状と課題 22

（5）特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題 24

（6）各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題 25

（7）調査研究の現状と課題 26

3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

（1）特定外来生物の効果的な選定 27

（2）飼養等許可の適切な執行管理の推進 27

（3）輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推進 28

（4）国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認
・認定の推進 28

（5）特定外来生物以外の外来種対策の推進 28

（6）各主体の協力と参画、普及啓発の推進 29

（7）調査研究の推進 29

1. はじめに

(検討の背景)

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)は、平成 16 年 5 月に成立、同年 6 月に公布され、平成 17 年 6 月に施行された。また、平成 16 年 10 月には、同法第 3 条に基づき、「特定外来生物被害防止基本方針」が閣議決定された。

その後、平成 24 年の中央環境審議会の下で行われた施行状況の検討等を踏まえ、外来生物法の一部を改正する法律(以下、同法による改正後の外来生物法を「改正外来生物法」という。)が平成 25 年 6 月に成立、公布され、平成 26 年 6 月に施行されており、新たに特定外来生物と交雑することにより生じた生物の特定外来生物への指定制度の新設、全面禁止されていた特定外来生物の野外への放出に対する許可制度の新設、特定外来生物の防除を目的とした所有者不明の土地の立入りをを行うための手続き規定の追加、輸入品に対して、特定外来生物が付着している、あるいはそのおそれがある場合の当該輸入品の検査、及び、付着している場合の消毒・廃棄命令の規定の追加がなされている。また、この際の検討結果を踏まえ、法改正の他にも、外来種被害防止行動計画が平成 27 年 3 月に、生態系被害防止外来種リストが平成 27 年 3 月に作成された。

改正外来生物法の施行から 5 年以上が経過し、同法附則(平成二五年六月一二日法律第三八号)第 5 条に基づく施行状況の検討とその結果に基づいた所要の措置の検討が必要となっていることから、外来生物対策のあり方検討会において、検討を行うこととなった。

(用語等の整理と検討対象の範囲)

本報告では、導入(直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。)について「外来種」の用語を用いた。また、「外来種」のうち、我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入される生物種については「国内由来の外来種」の用語を用いた。

なお、外来生物法においては、我が国に自然分布域がなく、海外から我が国に人為的に導入される生物を「外来生物」と規定しており、外来生物法に規定されている用語を用いる場合は、上記にかかわらず、同法の定義によっている。

(外来種問題の基本認識)

1 我が国は、国土が南北に長く、亜熱帯から亜寒帯までの気候帯に位置してい
2 ること、多くの島嶼からなること、大陸との分断・接続という地史的過程を有
3 すること等を要因として、豊かな生物相を有しており、固有種の比率も高い。
4 また、野生生物の分布は、複雑な地形的条件等により制限され、それゆえに地
5 域固有の多様な生態系が形成されている。

6 近年、人間活動の発展に伴い、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の
7 他地域から、本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に
8 自然分布域外に導入され、定着し、分布拡大する生物が増加している。

9 こうした外来種により、在来種の捕食、在来種との競合、交雑による遺伝的
10 攪乱、農林水産業への被害、人の生命や身体への被害等、様々な影響が及ぶ事
11 例がみられる。それらの影響により、固有在来種の絶滅が懸念されることを始
12 め、長い進化の過程で形成された地域固有の遺伝的形質の変化、生態系の改変
13 が深刻化し、回復することが難しくなる場合がある等、外来種は、我が国の生
14 物多様性を保全する上で、重大な問題となっている。

15 一方で、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、漁業対象種
16 等として利用され、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものも
17 ある。

18 今後、我が国に既に侵入したか、又は侵入しようとしている生物について、
19 生態系等に係る影響等を評価し、それを踏まえた対応を行う等、我々の社会と
20 個々の生物との適切なかわり方を考えていく必要がある。

21 外来生物法の施行により、特定外来生物については、輸入規制により我が国
22 への導入が規制されているほか、国、地方公共団体、民間団体による特定外来
23 生物の防除が各地で活発化する等、一定の効果はみられる。しかし、ヒアリ等
24 の非意図的導入事例の増加、生態系などへの大きな影響が懸念されながら特定
25 外来生物への指定がなされていない外来種の存在等の大きな課題が生じている。
26 また、地域ごとのきめ細かな対策、効果的な普及啓発等、我が国の生物多様性
27 を保全するために、外来種問題には、解決すべき多くの課題が存在する。

28 29 (外来種対策をめぐる主な動向)

30 平成26年6月に改正外来生物法が施行されて以降の外来種対策をめぐる主な
31 動向を概観すると次のとおりである。

32 改正外来生物法の改正事項に関しては、以下の通りである。特定外来生物と
33 交雑することにより生じた生物については、タイワンザルとニホンザルが交雑
34 することにより生じた生物やガ一科に属する種同士が交雑することにより生じ
35 た生物等9種類が指定された。特定外来生物の野外への放出に対する許可につ
36 いては、アライグマ、グリーンアノール、タイワンスジオ、マングースについ

1 て、8件許可が出されている。特定外来生物の防除を目的とした所有者不明の
2 土地の立入りをを行うための手続きについては、地方公共団体において1件、実
3 施されている。特定外来生物が付着している、あるいはそのおそれがある場合
4 の輸入品の検査、及び、付着している場合の消毒・廃棄命令については、適用
5 された事例はない。

6 生物多様性全体に係る施策として、生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24
7 年9月閣議決定）の点検結果が令和3年1月に示された。点検においては、外
8 来種に関する国別目標 B-4「2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果
9 を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとと
10 もに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づい
11 た防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、
12 優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系
13 の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための
14 定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策
15 等について検討し、対策を推進する。」は「目標を達成した」と評価されたが、
16 今後も外来種の根絶や制御の取組等を継続し、希少種の生息環境の維持・回復
17 に取り組む必要があるとされた。現在、点検結果や生物多様性条約におけるポ
18 スト 2020 生物多様性枠組の動向（令和3年〇月現在、生物多様性条約第 15 回
19 締約国会議（COP15）に向け、ポスト 2020 生物多様性枠組に関して国際的な議
20 論が進捗中）などを踏まえつつ、次期国家戦略の検討が進められている。

21 このような状況を踏まえ、外来生物対策のあり方検討会では、前回の改正か
22 ら今日に至るまでの外来生物法の施行状況を概観し、外来種対策に係る必要な
23 措置について、必要となる制度面及び運用面での対応を基本的課題として整理
24 した。

25 その結果、外来種対策について、現状と課題を踏まえ、今後講ずべき事項に
26 ついて一定の結論に達したので、次のとおり報告する。

27 28 2. 外来種対策をめぐる現状と課題

29 (1) 特定外来生物の指定に関する現状と課題

30 外来生物法第2条第1項に基づき、現在 156 種類の特定外来生物が指定され
31 ている。平成 26 年の改正外来生物法施行後、平成 26 年から平成 27 年にかけて
32 は、新たに国内への侵入が確認された外来種等を中心に、スパルティナ属、カ
33 ナダガン、ツマアカスズメバチ等の1属3種3交雑種（7種類）が指定され、
34 未判定外来生物の輸入届出に伴うゴケグモ属（セアカゴケグモ等4種につい
35 ては従来から指定）の追加指定（平成 27 年 10 月施行）が行われた。後述する我
36 が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外

1 来種リスト)が作成された平成27年3月以降は、生態系被害防止外来種リスト
2 に掲載された種のうち被害の未然防止効果が高い種を中心に指定の検討を進め
3 ることとされ、平成28年にはハナガメ、スウィンホーキノボリトカゲ、ツルヒ
4 ヨドリ等1科19種4交雑種(24種類)、平成30年にはシリアカヒヨドリ、クビ
5 アカツヤカミキリ、ガー科等1科14種1交雑種(16種類)、令和2年にはハヤ
6 トゲフシアリ、外来ザリガニ類等の4科4種群5種1交雑種(14種類)が指定
7 され、全ての分類群において生態系被害防止外来種リストを踏まえた検討を行
8 った。なお、令和2年の指定には未判定外来生物の輸入届出に伴う指定も含ん
9 でいる。

10 改正外来生物法において新たに規定された交雑することにより生じた生物に
11 ついては、改正外来生物法の施行後、タイワンザルとニホンザルが交雑するこ
12 とにより生じた生物やガー科に属する種同士が交雑することにより生じた生物
13 等9種類が指定された。交雑することにより生じた生物については、具体的な
14 交雑の組み合わせを規定する必要があるため、想定していない組み合わせの交
15 雑が発生した場合に、規制をかけるべき生物に規制がかかっていない状況が発
16 生してしまうという課題がある。

17 特定外来生物の指定については、被害や侵入に関する新たな状況の変化等に
18 応じた、迅速な、あるいは定期的な指定作業を行うための情報収集や検討に関
19 する体制が不十分な状況である。また、アカミミガメやアメリカザリガニのよ
20 うに、特定外来生物と同様に生態系等への被害が明らかになっているにも関わ
21 らず、大量に飼育されていることや、ツヤオオズアリのように国内の一部地域
22 では定着しており、様々な経済活動に伴って非意図的な運搬が恒常的に発生す
23 ること等から、現行法では、飼養等(飼養、栽培、保管又は運搬をいう。以下
24 同じ。)の禁止の対象となる特定外来生物への指定が難しい種が存在するという
25 課題がある。さらに、外観だけでは種の判別が困難である等の事情から、特定
26 外来生物への指定検討が進んでいない種も存在する。

27 同じ属に分類される等、特定外来生物と近縁の生物の多くは、未判定外来生
28 物に指定されていることが多い。しかし、外来生物法の施行後、未判定外来生
29 物については特定外来生物の新規指定に伴う指定のみがなされており、体系的
30 な見直しはなされていない。また、未判定外来生物は、特定外来生物被害防止
31 基本方針において、「原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が
32 国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。」とある
33 が、一部の未判定外来生物については国内に存在することが確認されており、
34 こうした未判定外来生物の国内流通等については外来生物法の規制はかけられ
35 ていない。なお、未判定外来生物に指定されつつも、特に広く国内流通してい
36 ることが指摘されていたアメリカザリガニ科等については、令和2年に特定外

1 来生物に指定された。

3 (2) 飼養等許可の現状と課題

4 外来生物法施行から令和元年度末までにおける特定外来生物の飼養等許可の
5 累計件数は約8万2千件である。その大部分の6万7千件以上を、生業の維持
6 (農業)を目的としたセイヨウオオマルハナバチについての許可が占めており、
7 約4千件のガー科、約2千件のウシガエルについての許可が続いている。また、
8 近年、ガー科や外来ザリガニ類等、ペットとして広く飼養されている種が特定
9 外来生物に指定されて申請件数が増加しているが、飼養等許可は3年又は5年
10 おきに再度許可を受ける必要があることから増加傾向はしばらく継続すると考
11 えられ、許可に係る環境省等の業務量が増大している。

12 オオクチバスの飼養状況については、生業の維持を目的とした有効許可件数
13 は令和元年度末時点で38件となっており、改正外来生物法が施行された平成26
14 年度末時点の48件から減少している。外来生物法施行規則第9条に基づく、第
15 五種共同漁業権に係る特例に基づく飼養等許可も継続している。

16 セイヨウオオマルハナバチの飼養については、平成29年4月に「セイヨウオ
17 オオマルハナバチの代替種の利用方針」を環境省と農林水産省で策定し、代替種
18 の開発と利用の促進を行ってきた結果、北海道を除く地域においてはセイヨウ
19 オオマルハナバチの代替種としての在来種クロマルハナバチの利用数が増え、
20 セイヨウオオマルハナバチの利用数には減少の兆しが見られている。しかしな
21 がら、クロマルハナバチを使用できない北海道等での代替種の開発や、代替種
22 も含めたマルハナバチ類の管理の徹底は継続的な取組課題となっている。また、
23 現在、セイヨウオオマルハナバチの定着が確認されているのは北海道のみであ
24 るが、代替種による影響を含め、在来マルハナバチ類等への影響は十分には把
25 握されていない。

27 (3) 輸入規制、水際対策及び非意図的な導入対策の現状と課題

28 我が国は、多くの国から食料品等の動植物を生きのまま大量に輸入している
29 こと、さらに海上コンテナ等に非意図的に生物が付着混入することなどにより、
30 外来種が導入され、定着するリスクが常に存在する。

31 このうち意図的に導入される外来種については、税関、植物検疫、動物検疫
32 等の協力により、外来生物法による輸入規制の一定の効果が上がっている。な
33 お、特定外来生物を含む種類名証明書の添付が必要な生物を輸入することがで
34 きるのは外来生物法に基づいて指定される港及び飛行場のみであり、現在、成
35 田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港の4港が指定されている。

36 非意図的に導入される外来種は、輸入品に混入しているもの、輸入品又は容

1 器梱包等に付着しているもの等様々であるが、輸出元で防止策がとられること
2 が最も有効である。このため、ヒアリ対策においては輸出元での対策強化を依
3 頼するほか、日中韓環境大臣会合を通じた関係国での意見交換や、生物多様性
4 条約の枠組みにおける国際連携強化の提案等を行ってきている。国内における
5 対策としては、特定外来生物については、主要港湾とその周辺を対象にしたモ
6 ニタリング等により早期発見に努めている。特にヒアリについては、ヒアリが
7 定着している国や地域からの輸入が行われている全国の港湾（令和3年現在は
8 65港湾が対象）等において、平成29年より、モニタリングを実施しており、こ
9 れによる発見の他、物流事業者等からの通報等により、令和3年3月時点で64
10 事例のヒアリ侵入が確認されているが、いずれも国の機関や地方公共団体、港
11 湾管理者、荷主、物流事業者等が連携して防除を行い、これまでのところ定着
12 事例は発見されていない。

13 また、現行法では、特定外来生物が付着等していることが確認された場合は、
14 当該特定外来生物の運搬に規制がかかる一方、特定外来生物の付着等の“おそ
15 れ”があるに留まる段階では、現行法においては運搬の禁止に係る規制はなく、
16 現在は、民間事業者に対して付着のおそれの高い物品の移動の停止などを依頼
17 して任意の協力に基づき対応してきている。こうした非意図的導入には港湾や
18 空港の管理者からコンテナ等の輸送機材及び物品の所有者、輸送や運搬に関わ
19 る事業者まで多数の関係者が存在するが、現行法では、当該関係者の役割分担
20 や取組の法的根拠は明確に整理されておらず、発生した際には、そうした役割
21 分担の調整を図りながらも、状況に応じて得られた協力体制の中で防除等を実
22 施してきている。また、改正外来生物法により、輸入品の検査や消毒などの命
23 令や消毒に関する基準を定めることが可能となっているが、消毒に関する基準
24 は定められておらず、改正外来生物法に基づきこれらの措置が行われた事例は
25 なく、民間事業者の自主的な協力により燻煙等の処理が行われている。

26 外来種の国内他地域への導入を防止するための対策については、植木の運搬、
27 工事などが外来種の非意図的な拡散に関係している可能性がある指摘されて
28 いるが、これらの行為の実態把握や対応方針の整理はなされていないのが現状
29 である。ただし、貴重な生態系を保全する観点から国立公園等の一部において
30 対策を実施している例もある。例えば、世界自然遺産登録地域である小笠原諸
31 島においては、外部から持ち込まれる土壌付き苗の温浴処理や無人島への上陸
32 時等の外来種対策の徹底など、新たな外来種の侵入や島間での拡散を防止す
33 るための方策について検討、試行が進められている。

34 35 (4) 国による防除の実施、防除に係る確認・認定の現状と課題

36 既に国内に定着している特定外来生物の防除に当たっては、国、地方公共団

1 体等が中心となって対策を実施してきている。

2 環境省では、水際で発見された際の初期防除や、国立公園や国指定鳥獣保護
3 区等の保護地域等における防除を優先的に推進してきており、前述の通りヒア
4 リは水際における国の機関や地方公共団体、港湾管理者、荷主、物流事業者等
5 と連携したモニタリングと初期防除により定着を防止しているとともに、一部
6 の島嶼等限定された地域では特定外来生物の根絶や封じ込めに向けた取組が進
7 展している。例えば奄美大島でのマングースの防除については、平成30年4月
8 の捕獲を最後に捕獲のない状態が続き、絶滅が危惧されているアマミトゲネズ
9 ミ等の希少種の生息状況が回復しており、防除の効果が確認されている。

10 農林水産省では農林水産業被害防止のための防除の取組支援、防除手法の研
11 究開発等、国土交通省では河川管理行為等の一環としての外来種の防除、在来
12 種を活用した緑化技術の開発等を実施している。

13 また、環境省、農林水産省等では、広域に定着している外来種について、防
14 除マニュアルを作成して公開するとともに、効率的・効果的な防除手法につ
15 て、協議会、研修会等を通じて普及を図っている。

16 地方公共団体、民間団体等による外来生物法に基づく防除の確認・認定件数
17 は、令和元年度末時点で累計約1200件と、改正外来生物法が施行された平成26
18 年度末時点の累計約900件から確実に増加しており、防除の取組は活発化して
19 いる。特に、民間団体等が主体となる防除の認定件数については、平成26年
20 末から令和元年度末にかけて累計106件から190件と約1.8倍に増加している。

21 これらの防除の取組の成果もあがってきており、カナダガンについては、カ
22 ナダガン調査グループが主体となって、地元関係者や環境省等と協力しながら
23 防除が進められ、平成27年にはすべての定着個体の防除が完了し、我が国に定
24 着した特定外来生物についての初めての国内全域での根絶事例がうまれた。ま
25 た、平成27年には東京都大田区、令和元年には静岡県、令和2年には東京都品
26 川区におけるアルゼンチンアリの、平成29年は和歌山県におけるタイワンザル
27 の地域根絶事例がうまれている。

28 しかし、全国的に見れば、効果的な防除を進めるための体制、資金及び技術
29 は十分とはいえず、特にアライグマ等の広域に定着している外来種については、
30 近年でも分布の継続的な拡大が明らかになるなど、封じ込め等の達成に至っ
31 ていない。こうした種に対する効果的な防除を推進するためには、効果的な防除
32 手法や優良事例、地方公共団体との連携方法など、防除に当たって重要な情報
33 の整理と発信が求められている。

34 確認や認定を受けずに行う特定外来生物の防除における、運搬及び保管と飼
35 養等に係る規制との関係について、植物やクビアカツヤカミキリについては防
36 除活動を適正に推進する観点から整理を行っているが、特定外来生物の飼養等

1 に係る規制が、幅広い主体による防除の実施を妨げている側面がある。

2 また、外来種の分布に関する全国的な情報は都道府県単位のレベルでの把握
3 に留まり、特に広域に定着している外来種について、侵入初期の地域や分布の
4 拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信は十分に実施できて
5 いない。さらに、早期の防除により長期的にみた防除コストを大きく削減でき
6 ることを広く周知したり、地方公共団体同士が連携して広域防除を行うための
7 体制構築を促進したりする等の国の取組が不足していること等から、地方公共
8 団体が侵入初期の早期防除に取り組む例は少なく、被害等が顕在化してから対
9 策を実施するケースが多い。また、早期防除による封じ込めには、民有地を含め、
10 あらゆる土地の所有者や管理者の協力が必要であるが、現行法では、防除に当
11 たって、広範な関係者の協力を担保できる明確な規定はない。これらは、クビ
12 アカツヤカミキリ等の分布拡大防止等に際して既に問題となっているほか、今
13 後ヒアリが港湾以外の地域で見つかるようなことがあった場合に定着防止対策
14 を徹底する上でも、大きな課題の一つと考えられる。

15 (5) 特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題

16 平成 22 年の生物多様性条約の第 10 回締約国会合において、「2020 年までに侵
17 略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御根絶すること」等
18 を掲げた愛知目標が採択され、その達成に資するため、平成 24 年 9 月に閣議決
19 定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、愛知目標を踏まえて具体的な
20 国別目標を定めている。これに基づき、既に特定外来生物に指定されている生
21 物の他にも、国内由来の外来種をはじめとした特定外来生物以外の外来種対策
22 も含めた、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として、平成 27
23 年 3 月に環境省、農林水産省、国土交通省により外来種被害防止行動計画が策
24 定された。また、国、地方自治体、事業者、NGO・NPO、国民等の様々な主体に
25 対し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、
26 外来種対策の進展を図ることを目的とした、生態系被害防止外来種リストが、
27 環境省と農林水産省により平成 27 年 3 月に作成されているが、作成以降、見直
28 しはなされていない。当該リストには、各主体による対策の検討・実施に当た
29 って参考となるようカテゴリが設定されており、具体的には、国内に定着して
30 おり、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要
31 とされている「総合対策外来種」、産業又は公益性において重要で、代替性が
32 なく、その利用にあたっては適切な管理が必要としている「産業管理外来種」、
33 導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期
34 防除が必要としている「定着予防外来種」の 3 つのカテゴリに大きく分けられ、
35 前述したアカミミガメやアメリカザリガニは、総合対策外来種のうち、対策の
36

1 緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある緊急対策外来種に選定されてい
2 る。また、水産庁では、平成29年11月30日に、水産分野における産業管理外
3 来種に関係する主体が、利用上の留意事項に沿った管理を進めていく上で取り
4 組むべき事項の基本的な考え方を整理した「水産分野における産業管理外来種
5 の管理指針」を策定している。一方で、前述の通り外来種被害防止行動計画や
6 生態系被害防止外来種リストは生物多様性国家戦略に基づいて作成された経緯
7 から、外来生物法上の位置づけはなされていない。また、地方公共団体におい
8 ては、外来種の規制等を含む条例が令和3年1月時点で26都道府県において制
9 定され、外来種リストが28都道府県において作成される等、一定の進展が見ら
10 れるが、未整備の地方公共団体も多く、またその内容についても、一部区域を
11 指定して特定の外来種に対する罰則を伴う規制措置をもつものから、外来種対
12 策の一般的な配慮事項を規定しているのみのものまで、様々なレベルのものが
13 存在している。また、一部の積極的な地方公共団体においては、外来種対策の
14 指針や行動計画を策定している。

15 保護地域については、国土の約1.0%（国立・国定公園特別保護地区及び原生
16 自然環境保全地域）において全ての動植物の放出等が規制されているほか、国
17 土の約7.0%（国立・国定公園特別地域（特別保護地区を除く）及び自然環境保
18 全地域特別地区）のうち指定した地域において指定した動植物の放出等を規制
19 することが可能となっている。国立公園では、島嶼や高山帯等の希少な生態系
20 に被害を及ぼしている外来種についても、防除やその影響を調べるための調査
21 が一部で実施されている。しかしながら、これらの保護地域は国土の一部に過
22 ぎず、また開発行為と異なり外来種は時間経過とともにその生息範囲を拡大す
23 るため、保護地域外からの侵略的外来種の侵入防止策としては十分ではない。
24 特に小笠原諸島や南西諸島等、独自の生態系を持った島嶼等において、外来種
25 の影響が懸念されている。

27 （6）各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題

28 外来種対策を進める上で、国、地方公共団体、企業、民間団体、研究者、国
29 民等の役割については、外来種被害防止行動計画において整理されているが、
30 外来生物法上においては、これらの各主体の役割は必ずしも明確ではない。特
31 定外来生物の防除は国で一律に進めるべきとの意見もあるが、外来種問題は
32 様々な主体が関わる社会経済活動に伴って生物が導入されたことに起因するも
33 のであり、我が国の生物多様性への影響のみならず、社会経済活動にも深刻な
34 影響を及ぼす可能性があるため、国だけでなく、地方公共団体、企業、民間団
35 体、国民等の多くの主体が連携して社会全体で取り組まなければ解決が見込め
36 ない問題である。

1 外来種対策に関する普及啓発は各地で実施され、環境省で継続して実施して
2 いる認知度調査では、「外来種・外来生物の意味を知っている」と回答した人の
3 割合は改正外来生物法が施行された平成 26 年度から令和元年度にかけてほぼ
4 60%で推移しており、大半の国民に認知されつつある。また、平成 29 年にヒア
5 リが国内で初確認され大きく取り上げられたり、かい掘りやそれに伴う外来種
6 駆除等を取り上げるテレビ番組が注目を浴びるなど、外来種に関する国民の認
7 識はより高まっていると考えられる。その一方で、「かわいそう」等の苦情によ
8 り外来種の防除への理解が得られない、あるいは外来種問題が善悪の観点で捉
9 えられるなど、外来種対策の目的や外来種問題そのものについて国民の認識が
10 十分に深まっているとは言えず、外来種問題への対応・対策について国民の協
11 力が十分に得られる状況には至っていない。地域固有の生物多様性を保全し、
12 また、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止するために、外来種対策が
13 重要であることの科学的・社会経済的な根拠を丁寧に分かりやすく説明するこ
14 とにより、理解の促進を図る必要がある。

15 企業や民間団体等による外来種対策は、一部で実施されている例はあるもの
16 の、企業イメージへの影響を懸念すること等により、社会全体へ浸透するには
17 至っていない。また、(公社)日本動物園水族館協会と環境省は平成 26 年 5 月
18 に、(公社)日本植物園協会と環境省は平成 27 年 5 月に、絶滅危惧種の生息域
19 外保全等や外来種対策、普及啓発等に係る取組に関して一層の連携を図り、我
20 が国の生物多様性保全の推進に資することを目的として、「生物多様性保全の推
21 進に関する基本協定書」を締結しており、動植物についての学習や普及啓発の
22 役割を担っている博物館、水族館、動物園及び植物園においても、外来種問題
23 に係る展示や一般利用者に向けた勉強会等の普及啓発に係る活動が行われてい
24 る。

25 (7) 調査研究

26 外来種に関する調査研究については、環境研究総合推進費を活用するなどし
27 て、マングースやアライグマ等の哺乳類やヒアリやツマアカスズメバチ等の昆
28 虫類に関する各種の効果的な防除技術開発等、進展している面はあるものの、
29 外来種全般の生息・生育の現況と動向、その影響に関する情報を始め、以下の
30 ような分野についての取組は不十分である。また、技術の進展が著しい AI や IoT
31 の活用も有効と考えられるが、実用化されている例は限定的である。

- 32 ・特に侵入初期における外来種の分布・個体数等の動態に関する情報の収集と
33 分析
- 34 ・低密度段階から根絶を達成するための捕獲・除去等の技術や根絶を確認する
35 ためのモニタリング手法の開発
- 36

- 1 ・ 生息・生育環境に応じた効果的かつ効率的な防除技術の開発
- 2 ・ 外来種の分布拡大、防除の効果、必要な費用に関する予測評価手法の開発
- 3 ・ 非意図的な外来種の導入を防止するための効果的な水際対策の検討と構築
- 4 ・ 産業利用されている外来種についての、生態系等に係る被害を及ぼさない代
- 5 替種の探索と利用法の確立
- 6 ・ 生物の導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価

8 3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

9 (1) 特定外来生物等の効果的な選定

- 10 ○以下の観点から、追加的に特定外来生物及び未判定外来生物の指定を進める
- 11 必要がある。
- 12 ・ 国内で流通していることが判明した未判定外来生物については、特定外来生
- 13 物等への指定の必要性の有無を検討すること
- 14 ・ 遺伝子解析技術の発達等を踏まえ、形態のみによる種の同定が難しくとも、
- 15 遺伝子解析等により簡易に判定が可能な外来生物についても、指定を検討す
- 16 ること
- 17 ○侵略性の高い外来種の初期侵入が確認される等、緊急的に輸入規制や飼養規
- 18 制等の対応が必要な場合や新たに被害に関する実態が明らかになった場合や、
- 19 新たな科学的知見が明らかになった場合に備え、関連情報の収集や特定外来
- 20 生物を緊急かつ定期的に指定できる体制や枠組みを確保する必要がある。
- 21 ○我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規
- 22 制することによって、大量に遺棄されたり、国内の一部地域において非意図
- 23 的な運搬が恒常的に発生し様々な経済活動に支障が出たりする等の弊害が想
- 24 定される侵略的外来種については、弊害が生じない形で、生態系等に係る被
- 25 害の防止に資する規制の仕組みを検討する必要がある。
- 26 ○特定外来生物同士又は特定外来生物とそうでない生物との交雑個体・集団（個
- 27 体群）について、実際に生じる可能性のある全ての交雑の組合せをあらかじめ
- 28 想定・指定することは困難であることから、こうした交雑個体・集団（個
- 29 体群）の適切な飼養等の規制と防除が実施されるよう、実効的な規制の仕組
- 30 みを検討する必要がある。

31 (2) 飼養等許可の適切な執行管理の推進

- 32 ○セイヨウオオマルハナバチやオオクチバスなど、特定外来生物に指定されて
- 33 から期間が経っている種について、その後の状況を評価した上で、引き続き
- 34 対策を継続・改善していく必要がある。
- 35 ○膨大な飼養等許可の手続きについて、オンライン化、システム改良、申請・
- 36

1 審査のプロセスや運用の改善により、申請者・行政側の双方に係る合理化・
2 効率化を進める必要がある。

3
4 (3) 輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推進

5 ○最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、生物多様
6 性条約のみならず国際植物防疫条約に関する取組等も含めた、国際連携の強
7 化を進める必要がある。

8 ○ヒアリをはじめとした侵入初期の外来種の確実な早期発見や早期防除、拡散
9 防止を行うため、特定外来生物が付着し又は混入している“おそれ”のある
10 段階から、その物品や土地、施設に対する生息調査やこれらの消毒・物品の
11 廃棄による防除その他拡散防止措置の確実な実施を可能とする法的な措置に
12 ついて検討する必要がある。

13 ○非意図的導入の防止に関係の深い事業を営む者に対する配慮事項を整理した
14 指針等を法律に位置づけることについて、検討する必要がある。

15
16 (4) 国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定の促進

17 ○多様な主体による防除のさらなる推進のため、防除を実施する際の外来生物
18 法における運搬や保管等に係る規制について、明確かつ適切な運用となるよ
19 う検討する必要がある。

20 ○特に侵入初期の特定外来生物について、緊急的な防除により早期根絶が可能
21 となるよう、物品や土地、施設の所有者・管理者等に対し、発見時の通報を
22 義務づける制度や、国からの防除の協力指示等の働きかけができる制度を検
23 討する必要がある。

24 ○効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法など、防除に当た
25 って重要な情報の整理と発信をさらに強化していく必要がある。特に外来種
26 の分布情報については、市町村単位などのよりきめ細やかな情報を継続的に
27 集約し、拡散が懸念される地域への注意喚起ができる仕組みと体制を確保し
28 ていくことが必要である。

29
30 (5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進

31 ○特定外来生物以外の侵略的外来種についての理解を促進し、対策を推進させ
32 るため、生態系被害防止外来種リストや外来種被害防止行動計画について、
33 外来生物法において位置づける等、その関係を整理する必要がある。

34 ○特定外来生物には指定されていないものの、地域的に大きな被害を及ぼして
35 いる外来種について、地域の生物多様性を保全するための条例による規制や
36 外来種対策に関する行動計画を地方公共団体が策定して対策を進めることを、

1 国がより積極的に推奨・支援する必要がある。

2 ○小笠原諸島や南西諸島をはじめとした固有種が多く分布する島嶼地域につい
3 ては、特に重点的に外来種対策を実施していく必要がある。特に小笠原諸島
4 においては多くの固有種が外来種の影響により絶滅のおそれがあることから、
5 早急な対策の強化が必要である。

6 ○生態系被害防止外来種リストにおける産業管理外来種について、分布、被害、
7 産業利用等の状況等を改めて確認の上、分布、被害の拡大防止のための適切
8 な対応を検討する必要がある。

9 10 (6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進

11 ○外来種対策は社会全体の多様な主体により取り組んでいく必要があることか
12 ら、国、地方公共団体、企業、民間団体、国民等が行うべき取組を法的に明
13 確にするとともに、それらの取組を推進・支援するために必要な予算と体制
14 を確保する必要がある。

15 ○外来種問題については国民の理解が十分に進んでいない側面もあることから、
16 地域固有の生態系の状況や生物多様性を保全する地域の計画等も踏まえ、生
17 物多様性の意義やその保全の重要性、生物多様性等に悪影響を及ぼす要因と
18 しての外来種問題の位置づけ及び防除を行うことの必要性等に関する普及啓
19 発を推進する必要がある。さらに、外来種対策について、最新の取組や知見
20 の積極的な公開を行うとともに、外来種問題と社会・文化のかかわり、定着
21 した外来種の防除等の対策にかかるコストの大きさ、また、新たに問題とな
22 る外来種を生み出さないことの必要性等について、わかりやすく説明を行い、
23 普及啓発を推進する必要がある。

24 ○外来種問題に関する普及啓発については、対象となる主体を明確にし、様々
25 な機会・媒体を通じて戦略的に実施していくことが必要である。特に学校教
26 育の現場で、外来種から影響を受ける地域固有の生態系等、生物多様性の重
27 要性と外来種対策の必要性について、科学的に理解できるような教育が行わ
28 れることが重要である。また、特に小学校低学年において外来種であること
29 への留意なくアメリカザリガニ等の外来種が飼育されている事例が多いこと
30 を踏まえ、より早期からの教育との連携が必要である。

31 32 (7) 調査研究の推進

33 ○国は、研究者等と連携して、特に影響が大きいと考えられる外来種の現況と
34 動向に関する情報収集を始め、2.(7)で挙げた分野についての調査研究を
35 推進し、得られた成果を社会に還元して、効果的な外来種対策に繋げていく
36 ことが必要である。

1 (参考1) 改正外来生物法案の附帯決議

2 改正外来生物法の法案審議に当たっては、平成25年5月の参議院環境委員会
3 及び平成25年6月の衆議院環境委員会で以下の附帯決議がなされている。

4
5 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

6 一 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積
7 極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連
8 携して根絶に向け防除を進めること。

9 二 特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在
10 来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることに鑑み、本法の施行
11 後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早急に
12 着手すること。

13 三 特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、
14 農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要
15 な対策について万全を期すよう努めること。

16 四 本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外
17 来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸入品
18 等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路
19 及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。

20 五 現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団
21 体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等
22 の情報提供に努めるとともに、財政支援等必要な措置を講ずること。

23 六 東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震
24 とこれに伴う巨大津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災
25 地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減
26 少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、
27 被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する
28 取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講
29 ずること。

30
31 (参考2) 「外来種」及び「外来生物」の定義

32 ○外来種: ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、
33 本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種(移
34 入種対策に関する措置のあり方について(答申)(平成15年12月
35 中央環境審議会、生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決
36 定)を一部改変)

- 1 ○侵略的外来種: 外来種のうち導入又は拡散した場合に生物多様性を脅かす種
2 (第6回生物多様性条約締約国会議決議付属書(平成14年4月))
- 3 ○外来生物: 海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生
4 育地の外に存する生物(外来生物法第2条第1項)
- 5 ○特定外来生物: 海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又
6 は生育地の外に存することとなる生物(外来生物)であって、我が
7 国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(在来生物)とその
8 性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすお
9 それがあるものとして外来生物法に基づき指定される生物。輸入・
10 飼養等が規制されるほか、防除を行うこととされている。(外来生
11 物法)
12

外来生物対策の今後のあり方に関する提言 (素案)

前半概要

外来生物対策の今後のあり方に関する提言（素案）

【目次】

1. はじめに

2. 外来種対策をめぐる現状と課題

- (1) 特定外来生物の選定に関する現状と課題
- (2) 飼養等許可の現状と課題
- (3) 輸入規制、水際対策及び非意図的な導入対策の現状と課題
- (4) 国による防除の実施、防除に係る確認・認定の現状と課題
- (5) 特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題
- (6) 各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題
- (7) 調査研究の現状と課題

3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

- (1) 特定外来生物の効果的な選定
- (2) 飼養等許可の適切な執行管理の推進
- (3) 輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推進
- (4) 国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定の推進
- (5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進
- (6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進
- (7) 調査研究の推進

はじめに（概要）

◆検討の背景

- ・平成17年6月、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）施行。
- ・平成24年に中央環境審議会のもとで行われた施行状況の検討等を踏まえ、平成26年6月、外来生物法の一部を改正する法律（改正外来生物法）施行。

<主な改正事項>

- ①新たに特定外来生物と交雑することにより生じた生物の特定外来生物への指定制度の新設
 - ②全面禁止されていた特定外来生物の野外への放出に対する許可制度の新設
 - ③特定外来生物の防除を目的とした所有者不明の土地の立入りをを行うための手続き規定の追加
 - ④特定外来生物が付着している、あるいはそのおそれがある場合の当該輸入品の検査、及び、付着している場合の消毒・廃棄命令の規定の追加
- ・改正外来生物法の施行から5年以上が経過し、同法附則第5条に基づく施行状況の検討とその結果に基づいた所要の措置の検討が必要となっていることから、外来生物対策のあり方検討会において、検討を行うこととなった。

◆外来種問題の基本認識

- ・外来生物法の施行により、特定外来生物については、輸入規制により我が国への導入が規制されているほか、国、地方公共団体、民間団体による防除活動が各地で活発化する等、一定の効果はみられる。
- ・しかし、ヒアリ等の非意図的導入事例の増加、生態系などへの大きな影響が懸念されながら特定外来生物への指定がなされていない外来種の存在等の大きな課題が生じている。
- ・他にも、地域ごとのきめ細かな対策、効果的な普及啓発等、我が国の生物多様性を保全するために、外来種問題には解決すべき多くの課題が存在する。

◆外来種対策をめぐる主な動向（平成26年6月の改正外来生物法施行後）

◎改正外来生物法の改正事項に関するもの

- ①特定外来生物と交雑することにより生じた生物については、タイワンザルとニホンザルが交雑することにより生じた生物やガー科に属する種同士が交雑することにより生じた生物等、9種類が指定された。
- ②特定外来生物の野外への放出に対する許可については、アライグマ、グリーンアノール、タイワンスジオ、マングースについて、8件の許可が出されている。
- ③特定外来生物の防除を目的とした所有者不明の土地の立入りをを行うための手続きについては、地方公共団体において1件、実施されている。
- ④特定外来生物が付着している、あるいはそのおそれがある場合の輸入品の検査、及び、付着している場合の消毒・廃棄命令については、適用された事例はない。

◎生物多様性全体に係る施策

- ・令和3年1月、生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月閣議決定）の点検結果において、外来種に関する国別目標B-4については「目標を達成した」と評価されたが、今後も外来種の根絶や制御の取組等を継続し、希少種の生息環境の維持・回復に取り組む必要があるとされた。

【国別目標B-4】

2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

- ・このような状況を踏まえ、外来生物対策のあり方検討会では、前回の改正から今日に至るまでの外来生物法の施行状況を概観し、外来種対策に係る必要な措置について、必要となる制度面及び運用面での対応を基本的課題として整理した。
- ・その結果、外来種対策について、現状と課題を踏まえ、今後講ずべき事項について一定の結論に達したので、次のとおり報告する。

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

- 国内で流通していることが判明した未判定外来生物については、特定外来生物等への指定の必要性の有無を検討すること
- 遺伝子解析技術の発達等を踏まえ、形態のみによる種の同定が難しくとも、遺伝子解析等により簡易に判定が可能な外来生物についても、指定を検討すること

■現状と課題（概要）

- 未判定外来生物は原則として国内に定着あるいは輸入されていないものであるが、一部の未判定外来生物は国内に存在し、これらの流通に対しては規制がない。
- 外観だけでは種の判別が困難であるために特定外来生物への指定検討が進んでいない種が存在する。

■関連資料

◎検討会での指摘事項

- 国内に存在している未判定外来生物は全く規制がない状態。このような枠組みについては定義を変えるか、なるべく未判定外来生物に指定しないなどの抜本的な見直しが必要。また、現状の未判定外来生物について分類体系や侵略性に応じた見直しをする必要。（施行状況評価検討会）
- 遺伝子検査は、基本方針の中の“特別な器具”と考えなくてもよく、遺伝子検査で見分けられる種も特定外来生物に指定可能では。（施行状況評価検討会, 第1回あり方検討会）

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

侵略性の高い外来種の初期侵入が確認される等、緊急的に輸入規制や飼養規制等の対応が必要な場合や新たに被害に関する実態が明らかになった場合に備え、関連情報の収集や特定外来生物を緊急かつ定期的に指定できる体制や枠組みを確保する必要がある。

■現状と課題（概要）

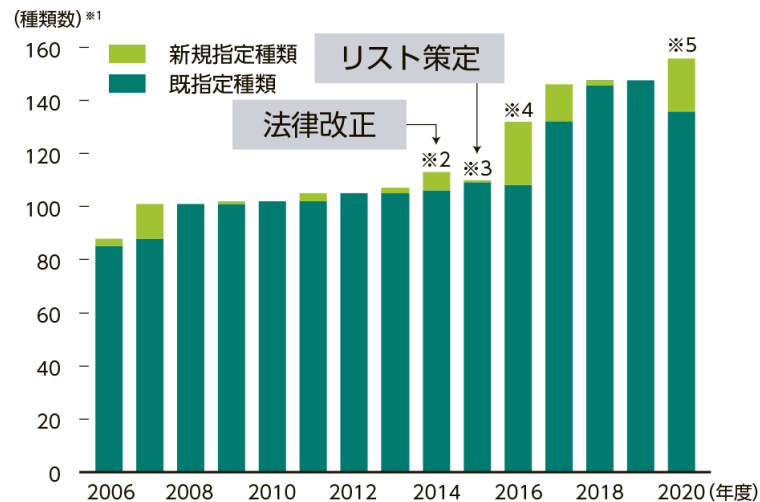
被害や侵入に関する新たな状況の変化等に応じた、迅速な、あるいは定期的な特定外来生物指定を行うための情報収集や検討に関する体制が不十分。

■関連資料

◎検討会での指摘事項

今の手続では指定までに時間がかかり、その間に生息域が拡大してしまう。また、近年大きく変更されている分類体系に応じた未判定や特定外来生物指定の見直しも必要。（施行状況評価検討会）

特定外来生物の種類数



※は参考資料4 参照

(1) - 3 特定外来生物への指定により弊害が想定される種への対応

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって、大量に遺棄されたり、国内の一部地域において非意図的な運搬が恒常的に発生し様々な経済活動に支障が出たりする等の弊害が想定される侵略的外来種については、弊害が生じない形で、生態系等に係る被害の防止に資する規制の仕組みを検討する必要がある。

■現状と課題（概要）

- アカミミガメ、アメリカザリガニなど、特定外来生物と同様に生態系等への被害が明らかになっているにも関わらず、大量に飼育されている個体の遺棄が起こる可能性があり、特定外来生物への指定が難しい種が存在する。
- ツヤオオズアリのように、国内の一部地域では定着しており、経済活動によりこれらの生物の非意図的な運搬が恒常的に発生すること等から特定外来生物への指定が難しい種が存在する。

→次のスライドに続く

(1) - 3 特定外来生物への指定により弊害が想定される種への対応 (続き)

■関連資料

◎検討会での指摘事項

- アカミミガメやアメリカザリガニ等、生態系等への被害があるものの、多数飼養されており、規制により違法飼養や遺棄が大量に発生するおそれがある種については、飼養には規制をかけずに輸入・流通・放出などを規制するカテゴリーが出来れば、指定できるのではないかと。(施行状況評価検討会)
- アメリカザリガニやアカミミガメのような指定を見送られている種についても、何か方策をとるという姿勢を示す必要がある。(第1回あり方検討会)
- 飼育個体の大量放逐を恐れて、現在起こっているアカミミガメやアメリカザリガニの分布拡散を見過ごすのは間違っている。一時のリスクはあっても規制をすべき。(第2回あり方検討会)
- ツヤオオズアリは小笠原諸島で生態系被害が明らかになっているが、沖縄県ではまん延し指定すると土石の移動に支障が出ること等から指定は難しい。(施行状況評価検討会)

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

特定外来生物同士又は特定外来生物とそうでない生物との交雑個体・集団（個体群）について、実際に生じる可能性のある全ての交雑の組合せをあらかじめ想定・指定することは困難であることから、こうした交雑個体・集団（個体群）の適切な飼養等の規制と防除が実施されるよう、実効的な規制の仕組みを検討する必要がある。

■現状と課題（概要）

交雑することにより生じた生物を特定外来生物に指定するには、具体的な交雑の組み合わせを規定する必要があるため、想定していない組み合わせの交雑が発生した場合に、規制をかけるべき生物に規制がかかっていない状況が発生する。

■関連資料

【参考資料5】交雑する生物の指定状況と課題

特定外来生物×種類名証明書添付生物、特定外来生物×その他（外来生物法のカテゴリーに属さない生物の組み合わせ）においては、在来種との交雑個体となる可能性があり、一括して特定外来生物に指定すると以下のような問題が生じる可能性がある。

- 当該在来種と交雑種を速やかに識別する手法が無い場合は、防除の実施が困難であったり、誤って在来種を駆除してしまうおそれがある。また、在来種が希少種である場合は、交雑種の扱いをどうするか個別に検討する必要がある。
- アクアリウムや園芸においては交雑種も扱われていることがあるため、外見で識別困難な“疑い個体”の同定依頼が大量に発生する可能性がある。

(2) - 1 飼養等許可の適切な執行管理の推進

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

セイヨウオオマルハナバチやオオクチバスなど、特定外来生物に指定されてから期間が経っている種について、その後の状況を評価した上で、引き続き対策を継続・改善していく必要がある。

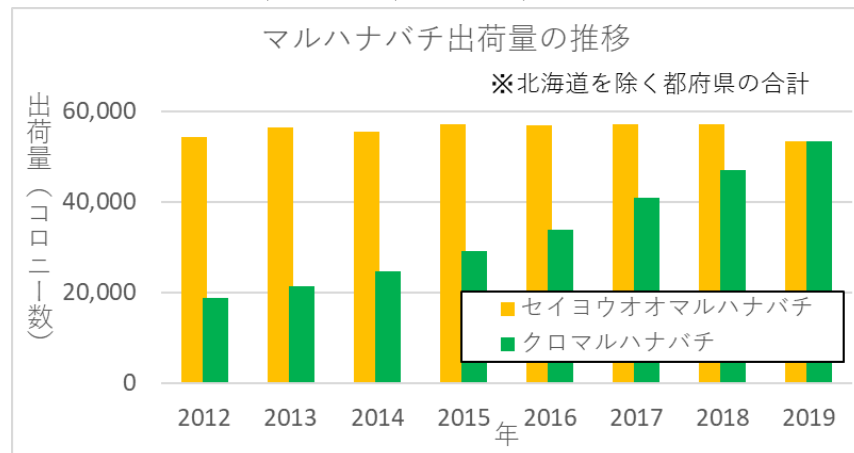
■現状と課題（概要）

- セイヨウオオマルハナバチの利用は、代替種クロマルハナバチの利用促進により減少の兆しが見られているが、クロマルハナバチを利用できない北海道での代替種の開発や、代替種を含めたマルハナバチ類の管理の徹底が継続的な課題。
- セイヨウオオマルハナバチや代替種が在来マルハナバチに与える影響は十分把握されていない。
- オオクチバスの飼養状況は、生業の維持を目的とした現在有効な飼養等許可の件数は令和元年度末時点で38件で、外来生物法が施行された平成26年度末時点の48件から減少しているが、第5種共同漁業権に係る特例（※）に基づく飼養等許可は継続している。

※ 法施行時、オオクチバスを漁業法に基づく漁業権の対象としていた芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖の4湖

■関連資料

- 【参考資料7】セイヨウオオマルハナバチとクロマルハナバチの利用状況



(2) - 2 飼養等許可手続きのオンライン化等による合理化・効率化

今後講ずべき必要な措置

膨大な飼養等許可の手続きについて、オンライン化、システム改良、申請・審査のプロセスや運用の改善により、申請者・行政側の双方に係る合理化・効率化を進める必要がある。

■現状と課題（概要）

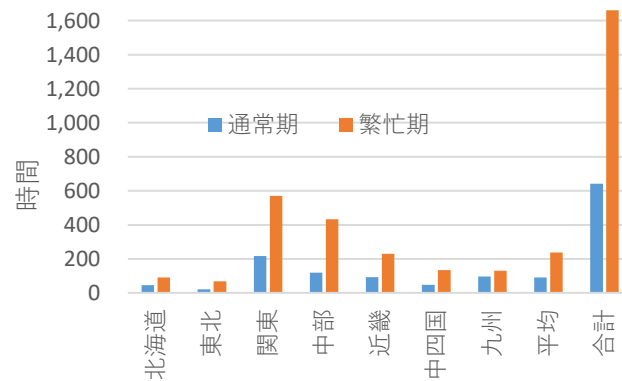
- 飼養等許可の累計件数は約8万2千件で、その大部分は生業の維持（農業）を目的としたセイヨウオオマルハナバチの許可が占めている。
- 近年、ガー科やザリガニ類等の指定により申請件数が増加している。
- 飼養等許可は、3年または5年おきに再度許可を受ける必要があるため、増加傾向はしばらく継続すると考えられ、許可に係る環境省等の業務量が増大している。

■関連資料

【参考資料9】許認可業務にかかる時間

- 全国の地方事務所における1ヶ月当たりの作業時間の合計は、通常期で641時間、繁忙期では1,660時間。
- 地域別では関東地方、中部地方の事務所での作業時間が多い。

許認可作業にかかる時間（1ヶ月当たり）



今後講ずべき必要な措置（抜粋）

最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、生物多様性条約のみならず国際植物防疫条約に関する取組等も含めた、国際連携の強化を進める必要がある。

■現状と課題（概要）

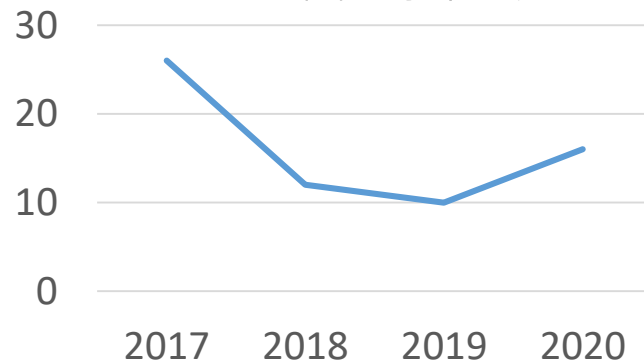
- 非意図的に導入される外来種は輸入品やその容器梱包等に混入・付着しているもの等様々だが、これらについては輸出元で防止策がとられることが最も有効。
- 非意図的導入の代表的な例であるヒアリの対策においては輸出元への対策強化を依頼したり関係国との意見交換を行うなどして国際連携強化の提案を行っているが、水際での発見例は依然として続いている。

■関連資料

◎各年度毎のヒアリ確認状況

- 2017年に初めて国内でヒアリが確認されて以来、依然としてヒアリの確認は続いている。
- 発見事例64件のうち、中国が輸出元又は中国経由と思われる事例は31件あり、近年は都度中国に通報している。

ヒアリ確認事例数



(3) - 2 特定外来生物が存在する“おそれ”がある段階からの法的な措置の検討

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

ヒアリをはじめとした侵入初期の外来種の確実な早期発見や早期防除、拡散防止を行うため、特定外来生物が付着し又は混入している“おそれ”のある段階から、その物品や土地、施設に対する生息調査やこれらの消毒・物品の廃棄による防除その他拡散防止措置の確実な実施を可能とする法的な措置について検討する必要がある。

■現状と課題（概要）

- 特定外来生物の付着等の“おそれ”に留まる段階では運搬の禁止に係る規制はなく、事業者に移動の停止などを依頼して、任意の協力に基づいて対応している。
- 施設管理者、物品の所有者、運搬事業者など多数の関係者が存在するが、当該関係者の役割分担や取組の法的根拠が明確に整理されていないため、状況に応じて得られた協力体制に基づいて防除等が行われている。
- 改正外来生物法により可能になった輸入品の検査や消毒の命令が法に基づいてこれまでに行われた事例は無く、事業者の自主的な燻蒸処理等が行われている。消毒の基準も定められていない。

■関連資料

【参考資料10】 ヒアリ対策と外来生物法の関係

(3) - 3 非意図的導入に関わるリスクが高い事業者への配慮事項の検討

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

非意図的導入の防止に関係の深い事業を営む者に対する配慮事項を整理した指針等を法律に位置づけることについて、検討する必要がある。

■現状と課題（概要）

施設管理者、物品の所有者、運搬事業者など多数の関係者が存在するが、当該関係者の役割分担や取組の法的根拠が明確に整理されていないため、状況に応じて得られた協力体制に基づいて防除等が行われている。

■関連資料

◎検討会での指摘事項

ヒアリのような非意図的に侵入する外来種については、荷物の運搬途中で発見された際の対応が重要。民間事業者との連携が大事になるが、実際にコンテナのチェックなどを誰に責任をもってやってもらうべきと考えているのか。（第2回あり方検討会）

(4) - 1 多様な主体による防除推進のための規制の適切な運用

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

多様な主体による防除のさらなる推進のため、防除を実施する際の外来生物法における運搬や保管等に係る規制について、明確かつ適切な運用となるよう検討する必要がある。

■現状と課題（概要）

- 地方公共団体、民間団体等による外来生物法に基づく防除の確認・認定件数は確実に増加し、防除の取組は活発化している。
- 確認や認定を受けずに行う特定外来生物の防除における、運搬及び保管と飼養等に係る規制との関係について、植物やクビアカツヤカミキリについては防除活動を適正に推進する観点から整理を行っているが、特定外来生物の飼養等に係る規制が、幅広い主体による防除の実施を妨げる可能性が指摘されている。

■関連資料

- 【参考資料11】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について(平成27年1月19日通知)
- 【参考資料12】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について(平成31年3月26日通知)

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

特に侵入初期の特定外来生物について、緊急的な防除により早期根絶が可能となるよう、物品や土地、施設の所有者・管理者等に対し、発見時の通報を義務づける制度や、国からの防除の協力指示等の働きかけができる制度を検討する必要がある。

■現状と課題（概要）

- 早期防除による封じ込めには、民有地を含め、あらゆる土地の所有者や管理者の協力が必要であるが、現行法では防除に当たって、広範な関係者の協力を担保できる明確な規定はない。
- 今後ヒアリが港湾以外の地域で見つかるようなことがあった場合に定着防止対策を徹底する上でも、大きな課題の一つ。

■関連資料

◎ニュージーランドの通報に関する義務規定

- ニュージーランドでは、バイオセキュリティ法に基づき通報対象生物一覧表が公表されている（ヒアリ、アカカミアリも含まれる）。
- 通報対象生物一覧表に掲載された生物を疑うケースがあった場合、全ての人に、第一次産業省に通報する義務が課せられている。
- 通報義務違反については、個人に対しては5年未満の懲役、10万ニュージーランドドル（約730万円）未満の罰金、法人に対しては、20万ニュージーランドドル（1460万円）未満の罰金が課せられる。
- この他、何人も、ニュージーランドで通常見られない生物等と思われるものの存在について状況が可能な限り迅速に、大臣に通報する義務を負うとしている。

今後講ずべき必要な措置（抜粋）

効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法など、防除に当たって重要な情報の整理と発信をさらに強化していく必要がある。特に外来種の分布情報については、市町村単位などのよりきめ細やかな情報を継続的に集約し、拡散が懸念される地域への注意喚起ができる仕組みと体制を確保していくことが必要である。

■現状と課題（概要）

- 外来種の分布に関する全国的な情報は、都道府県単位のレベルでの把握に留まり、特に広域的に定着している外来種について、侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報の収集や、迅速な注意喚起などの発信は十分に実施できていない。
- 効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法など、防除に当たって重要な情報の整理と発信が求められている。

■関連資料

【参考資料13】防除に係るマニュアル等一覧

- アライグマ、ヒアリ、アカミミガメ、オオクチバス、外来植物等の様々な外来種の防除マニュアルが国、地方自治体、専門機関・組織等から発行されている。

【参考資料14】主な根絶事例

- 国内根絶としては平成27年12月にカナダガンの1例、地域根絶では和歌山県のタイワンザルの群れ等6事例がある。奄美大島では現在マングースの地域根絶の確認中である。